



周政審第24号  
平成28年1月15日

周南市長 木 村 健 一 郎 様

周南市政治倫理審査会会長

石 橋 孝 明

政治倫理条例改正（案）に係る意見聴取について

平成28年1月6日付けの政治倫理条例改正（案）（以下「条例改正案」といいます。）に係る意見聴取の依頼について、次のとおり、回答いたします。

- 1 条例改正案第3条第1項第2号の規定で、市の範囲から指定管理者を削除したことについての意見

市が4分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下「出資法人」といいます。）に対して規制が可能であれば、指定管理者に委託料を支払っている指定管理者が行う契約について、市長、議員、これらの配偶者等又は関連企業に対して規制することも可能ではないかとの疑問がありますが、周南市議会申合せ事項を踏まえ、周南市議会の判断に委ねます。

なお、出資法人が指定管理者となった場合は、市に入るのでしょうか、入らないのでしょうか。仮に市に入らないのであれば、指定管理者となった出資法人は市から除外する規定が必要だと考えます。

- 2 条例改正案第11条第1項第4号の規定で、審査会が資産等報告書を毎年審査することについての意見

毎年、市長及び周南市議会議員の計31人の資産等報告書を審査し、意見を付すことは、時間的な制約があり現実的ではありません。

- 3 条例改正案第14条第1項第4号及び第5号で、市民の調査請求項目が追加されたこと（請負契約等の辞退違反、指定管理者の指定違反）についての意見

市民の調査請求項目の追加（請負契約等の辞退違反、指定管理者の指定規制違反）

については、市議会の判断に委ねます。

4 条例改正案第12条の規定で、審査会の委員数が6人から7人になったことについての意見

市議会及び市長の判断に委ねます。ただし、改正をするのであれば、本審査会の審査手順等の改善の必要性などの立法事実としての条例改正の理由を明確に示してください。

5 平成27年8月19日付けの答申書の付言についての意見

このことについては、周南市議会の政治倫理条例検討特別委員会の検討を踏まえ、次のとおり回答をします。なお、この回答に沿った具体的な規定案の作成については、市長に委ねます。

(1) 会議の具体的な審議の非公開の必要性の検討について

これまで、本審査会は、会議の公開の原則の尊重と、具体的な審議の際の調査、審査等に審査会の委員の率直な意見の保障や個人情報の保護（周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）第7条第4号及び第1号に定める不開示情報）との調整を図りながら、具体的な審議の部分の会議を非公開とし審議をしてきました。そして、審議の非公開の際には、直ちに、非公開にしたこと及び非公開の理由を公表してきました。

今後もこのような調整が保障されるためには、次のことが必要と考えます。

ア 傍聴人による会議の進行の妨げを防ぐために、会長及び会長が指名する職員による会議の整理・管理をする権能の確保

イ 次のいずれかの措置

(ア) 市議会において、これまでの本審査会が行ってきた会議の公開と周南市情報公開条例に定める不開示情報の保障又は保護のための調整は必要であり、具体的な審議は非公開とすることは妥当であると認めること。

(イ) 周南市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報に当たると本審査会が判断した場合は、当該部分の会議を非公開とする規定を条例改正案に加えること。

(2) 条例改正案第4条第1項の規制対象の明確性の確保について

条例改正案第4条第1項の請負契約等（以下「請負契約等」といいます。）の規

制について、規則、規程、議会の申合せ等で定め公表することが、適切であると  
考えます。

(3) 事前審査手続の整備等について

ア 市の適正な業務の遂行の観点から、請負契約等の相手方が、市長、議員、こ  
れらの配偶者若しくは1親等の親族又は条例改正案第4条第2項に規定する実  
質的に経営に携わっている企業（以下「市長、議員等」といいます。）に限定さ  
れる場合に、例外として、市と請負契約等ができるような調整規定を条例改正  
案に追加するとともに、請負契約等の規制と同様に例外について定め、公表す  
ること。

イ 市と請負契約等をしようとする市長、議員等が、請負契約等をする前に、本  
審査会に請負契約等の規制に抵触するか否かの意見を求めるなどの事前審査手  
続を条例改正案に追加すること。

## 【参考】

衆議院政治倫理審査会規程（昭和60年6月25日議決）

第23条 審査会は、傍聴を許さない。

- 2 審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。
- 3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許し又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

参議院政治倫理審査会規程（昭和60年10月14日議決）

第22条 審査会は、傍聴を許さない。

- 2 審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。
- 3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許し又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

衆議院政治倫理審査会規程（昭和60年6月25日議決）第23条及び参議院政治倫理審査会規程（昭和60年10月14日議決）第22条は、傍聴は許可により認めることを規定しています（管理が強いと考えられます。）。